

令和5年第1回
三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

令和5年2月13日

三重県後期高齢者医療広域連合議会

令和5年第1回三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次

令和5年2月13日（第1号）

招集年月日	1
招集場所	1
開会及び閉会の日時	1
出席議員	1
欠席議員	1
職務のため議場に出席した議会事務担当職員の職氏名	2
説明のため議場に出席した者の職氏名	2
議事日程（第1号）	2
議事日程（第1号の2）	3
会議に付した事件	3
議事等の経過	
議席の指定	5
会議録署名議員の指名	5
諸般の報告	5
会期の決定	5
議員提出議案第1号 三重県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に 関する条例の制定について	7
議案第 1号 三重県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例の制定 等について	9
議案第 2号 三重県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する 条例について	10
議案第 3号 三重県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会 条例の制定について	11
議案第 4号 三重県後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する条例等の 一部の改正等について	12
議案第 5号 令和4年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算 （第2号）	14
議案第 6号 令和4年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別 会計補正予算（第2号）	16
議案第 7号 令和5年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	20
議案第 8号 令和5年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別 会計予算	23
議案第 9号 三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少 及び三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議に ついて	28

議案第10号 監査委員の選任同意について	29
議案第11号 監査委員の選任同意について	29
選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について	30
議長の辞職について	32
議長の選挙	33

令和5年第1回三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録（第1号）

招集年月日

令和5年2月13日 月曜日

招集場所

津市栄町二丁目361番地 三重地方自治労働文化センター 4階大会議室

開会及び閉会の日時

開会 令和5年2月13日 午後1時30分

閉会 令和5年2月13日 午後2時50分

出席議員（27人）

1番	小松雅和	2番	小野欽市
4番	森康哲	5番	福井敏人
6番	品川幸久	7番	山路茂
8番	山本芳敬	9番	平野勝弘
10番	南澤幸美	12番	宮木健
13番	福田博行	14番	下村新吾
15番	山本伸治	16番	木下順一
21番	近森正利	22番	服部芙二夫
25番	矢野純男	26番	城田政幸
27番	久保行央	28番	世古口哲哉
29番	大森正信	30番	風口尚
31番	中村忠彦	32番	服部吉人
33番	上村久仁	34番	尾上壽一
35番	大畑 覚		

欠席議員（8人）

3番	渡辺敏明	11番	杉野浩二
17番	久保智	18番	岡正光
19番	橋爪政吉	20番	大森秀俊
23番	水谷俊郎	24番	柴田孝之

職務のため議場に出席した議会事務担当職員の職氏名

書記 今井昇治 書記 南 研 志
書記 川本航也

説明のため議場に出席した者の職氏名

広域連合長	前 葉 泰 幸	副広域連合長	森 智 広
副広域連合長	加 藤 隆	副広域連合長	辻 村 修 一
監査委員	松 原 克 也	事務局長	松 下 康 典
会計管理者	川 合 清 久	総務企画課長	今 井 啓 人
事業課長	安 田 薫	事業課主幹	太 田 公 孝 介
事業課主幹	大 田 より子	事業課主査	工 藤 慎 介

議事日程（第1号）

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 諸般の報告
- 第4 会期の決定
- 第5 議員提出議案第1号 三重県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報保護に関する条例の制定について
- 第6 議案第1号 三重県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例の制定等について
- 第7 議案第2号 三重県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例について
- 第8 議案第3号 三重県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
- 第9 議案第4号 三重県後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する条例等の一部の改正等について
- 第10 議案第5号 令和4年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）
- 第11 議案第6号 令和4年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

- 第12 議案第7号 令和5年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 第13 議案第8号 令和5年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
- 第14 議案第9号 三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について
- 第15 議案第10号 監査委員の選任同意について
議案第11号 監査委員の選任同意について
- 第16 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

議事日程（第1号の2 追加）

- 第17 議長の辞職について
- 第18 議長の選挙

会議に付した事件

議事日程（第1号）

- 第1～第16 議事日程のとおり

議事日程（第1号の2 追加）

- 第17～第18 議事日程のとおり
-

議事等の経過

○書記（今井昇治君）

書記の今井と申します。

どうぞよろしくお願ひいたします。

本日は、公私何かと御多忙の中、御参集賜り、誠にありがとうございます。

開会に先立ちまして、昨年11月に開催いたしました令和4年第2回定例会以降、新しく当広域連合議会議員に選出されました皆様を御紹介させていただきます。

伊勢市の品川幸久議員でございます。

○議員（品川幸久君）

よろしくお願ひします。（拍手）

○書記（今井昇治君）

続きまして、桑名市の南澤幸美議員でございます。

○議員（南澤幸美君）

よろしくお願いします。（拍手）

○書記（今井昇治君）

なお、明和町の世古口哲哉議員、御浜町の大畑覚議員におかれましては、任期満了などがございましたが、再度選出され、引き続き就任いただいております。以上で御紹介を終わらせていただきます。

それでは、令和5年第1回三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会の議事について、小野議長よろしくお願いたします。

午後1時30分、開会

○議長（小野欽市君）

皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員数は、27名であります。

よって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第1回三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

なお、議案説明のため、広域連合長以下関係者の出席を求めていますことを御報告いたします。

開議に先立ち、広域連合長から招集の御挨拶があります。

広域連合長。

○広域連合長（前葉泰幸君）

本日は、令和5年第1回三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様方には、御多用のところ御参集を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、平素から、当広域連合の運営に格別の御理解と御協力を賜り、重ねて御礼を申し上げます。

さて、今議会では、条例の制定が2件、条例の一部改正が2件、令和4年度の補正予算が2件、令和5年度の当初予算が2件、公平委員会に係る協議についてが1件、監査委員の選任同意が2件の計11議案を提出いたします。また、選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙もでございます。

それぞれの案件につきまして、御審議賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

午後 1 時 3 3 分、開議

○議長（小野欽市君）

これより、本日の会議を開きます。

日程第 1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第 3 条第 1 項の規定により、議長が指定いたします。

新たに選出された議員の議席は、ただいま御着席の席を指定いたします。

○議長（小野欽市君）

日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 107 条の規定により、

議席番号 12 番、宮木健議員、議席番号 33 番、上村久仁議員を指名いたします。

○議長（小野欽市君）

日程第 3、諸般の報告を行います。

まず、閉会中の議員の辞職許可についてであります。

伊勢市の世古明議員から、閉会中に広域連合議会議員を辞職したい旨の願い出がありましたので、地方自治法第 126 条の規定により、これを許可いたしました。

次に、監査委員から報告のありました現金出納検査の結果については、お手元に配付のとおりであります。

○議長（小野欽市君）

日程第 4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日 1 日にいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野欽市君）

御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日 1 日と決定いたしました。

○議長（小野欽市君）

ここで、広域連合長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

広域連合長。

○広域連合長（前葉泰幸君）

令和5年第1回三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会の開会に当たりまして、運営に臨む私の方針を申し述べ、皆様の御理解と御協力をお願いしたいと思います。

我が国の医療保険制度は、現役世代から高齢者まで幅広い世代の「安心」の基盤となり、医療へのアクセスを保障し、長寿社会への礎となってきました。

一方で、医療保険制度を取りまく状況は、急激な少子高齢化、医療の高度化、現役世代の財政負担拡大、新型コロナウイルス感染症への対応などにより、依然として極めて厳しい状況が続いています。

全国の65歳以上の高齢者人口は2042年をピークに増え続け、2025年には高齢化率が30%を超えるといわれています。また、令和4年度からの3年間ですべての団塊の世代が75歳に到達し、全高齢者のうち75歳以上の後期高齢者の占める割合は6割にも達し、超高齢化社会が急速に進んでいます。

三重県内においては、2021年10月現在で高齢化率がすでに30.2%となり、全国平均28.9%を上回る勢いで、令和4年度から6年度までの後期高齢者人口の単年度伸び率は3.5%を超える高い見込みであり、更なる高齢化が進んでいます。

このような状況の中、国においては全世代型社会保障改革が進められており、私たち医療保険者も健康寿命の延伸や更なる医療費適正化に向けて取り組みを進めていく必要があります。

被保険者数の増加に伴い、広域連合の事務量も増大しているということで、職員の増員についてお願いしてまいりましたが、皆様の御了解をいただきまして、令和5年度から派遣職員2名が増員いただけることとなりました。誠にありがとうございます。

令和5年度は総勢29人体制で県内市町とも連携・協力しながら、第4期三重県後期高齢者医療広域連合広域計画に掲げている5つの基本方針に沿って各事業を実施してまいります。

1つ目は「健全な財政運営」です。健全な財政を運営するため、必要な給付費を的確に見込むとともに、交付金・補助金制度等を最大限活用しながら、安定した財政運営に努めてまいります。また、保険料については、令和6年度が2年に1度の保険料改定の年にあたりますことから、負担能力に応じて全ての世代で医療費を公平に支え合う国の方向性も踏まえて、適正な改定に努めてまいります。

2つ目は「適切・効率的な事務処理」です。当広域連合と県内市町がそれぞれ

れの役割に応じた事務を適切に行うとともに、密接に連携し、効率的・効果的な事務を遂行してまいります。また、個人情報保護への適切な対応や、令和6年度の標準システム機器更改への事前準備、保険証機能を有したマイナンバーカードによるオンライン資格確認システムの活用促進などに努めてまいります。

3つ目は「医療費適正化の推進」です。現在、第2期データヘルス計画に沿って保健事業を進めていますが、令和5年度は6年間の最終年度となるため、事業の最終評価を行うとともに、令和6年度からの第3期データヘルス計画を策定し、計画的な事業の推進により、健康寿命の延伸と医療費適正化につなげてまいります。

4つ目は「保健事業の推進」です。健康診査・歯科健診の受診率向上に努めるとともに、令和2年度より実施している「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業」については、令和5年度に会計年度任用職員として新たに保健師1名の任用も予定しており、保健師3名と担当職員1名の4人体制で、令和6年度末での完全実施に向け、県内市町へ最大限の支援を行うとともに、三重県や国保連合会、医療関係団体等とも協力連携して、事業を効果的に展開してまいります。

5つ目は「広報活動の充実」です。各種制度の周知や理解を図るためのパンフレット、ポスターの作成・配布、ホームページへの情報掲載を行うとともに、県内市町と連携し、市町の広報紙やホームページの活用など、広報活動の充実に努めてまいります。

最後になりますが、新型コロナウイルス感染症の終息が未だ見通せない中、当広域連合といたしまして今後も引き続き、被保険者の方々が、安心して医療を受けられる制度、持続可能な安定した制度の適切な運営に努め、県内市町や三重県並びに関係機関とも緊密に連携し、後期高齢者の健康寿命延伸に向け、事業運営に取り組んでまいります。

議員の皆様におかれましても、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。私の施政方針といたします。

○議長（小野欽市君）

それでは、議事日程により会議を続けます。

日程第5、議員提出議案第1号、三重県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報保護に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○議員（近森正利君）

議長。

○議長（小野欽市君）

近森正利君。

○議員（近森正利君）

議員提出議案第1号「三重県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」御説明申し上げます。

これまで、個人情報保護制度については、民間事業者においては個人情報保護法、国の行政機関においては行政機関個人情報保護法、独立行政法人等においては独立行政法人等個人情報保護法の3つの法律により、また、地方公共団体等においてはそれぞれの条例により制度運営が行われてきました。

三重県後期高齢者医療広域連合においては、三重県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例が平成19年2月1日に制定され、当広域連合議会も同条例に定められた実施機関に包括されています。

このたび「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行により、個人情報の保護に関する法律が改正され、令和5年4月1日から、これまでの3つの法律が統合されるとともに、地方公共団体等の個人情報保護制度の運用に関しては、直接に改正法の適用を受けることになりました。

このことから、三重広域の執行部においては、現行条例を廃止し、新たに同法の施行に係る手続等に関し必要な事項を規定した法施行条例案が本議会に提出されています。

一方、議会については、国会や裁判所と同様に、自律的な対応のもと個人情報の適切な取扱いが図られることが望ましいことから、改正法の適用対象とはされないこととなりました。

このため、三重県後期高齢者医療広域連合議会において新たに個人情報保護に関する条例を制定しようとするものです。

本条例は、個人の権利・利益を保護するため、個人情報の取り扱いやその開示、訂正、利用停止及び審査請求等の手続き、また審査会への諮問、罰則等について定めるもので、令和5年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小野欽市君）

以上で説明が終わりました。

本案についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野欽市君）

質疑なしと認めます。

これをもちまして、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野欽市君）

討論なしと認めます。

これもちまして、討論を終わります。

これより採決を行います。

議員提出議案第1号については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野欽市君）

御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第1号は、原案のとおり可決されました。

○議長（小野欽市君）

日程第6、議案第1号、三重県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例の制定等についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（前葉泰幸君）

議案第1号について御説明申し上げます。

三重県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例の制定等については、個人情報の保護に関する法律が改正され、これまで地方公共団体が条例を定めて運用していた個人情報保護制度についても、令和5年4月1日から同法が適用されることから、同法の施行に係る手続等を定めるため、開示決定等の期限及び期限の特例、開示請求に係る手数料等の必要な事項を定めるほか、三重県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例を廃止するもので、いずれも令和5年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小野欽市君）

以上で説明が終わりました。

本案についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野欽市君）

質疑なしと認めます。

これをもちまして、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野欽市君）

討論なしと認めます。

これをもちまして、討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第1号については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野欽市君）

御異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

○議長（小野欽市君）

日程第7、議案第2号、三重県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（前葉泰幸君）

議案第2号について御説明申し上げます。

「三重県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例について」は、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、当広域連合における情報公開制度について、同法の適用後の個人情報保護制度との運用上の整合を図るため、開示の請求に対する決定の期間、開示決定等の期限の特例、公文書の開示義務、審査請求があった場合の措置に係る規定を改正するもので、令和5年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小野欽市君）

以上で説明が終わりました。
本案についての質疑を行います。
質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小野欽市君）
質疑なしと認めます。
これをもちまして、質疑を終わります。
これより討論を行います。
討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小野欽市君）
討論なしと認めます。
これをもちまして、討論を終わります。
これより採決を行います。
議案第2号については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小野欽市君）
御異議なしと認めます。
よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

-
- 議長（小野欽市君）
日程第8、議案第3号、三重県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についてを議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
広域連合長。

- 広域連合長（前葉泰幸君）
議案第3号について御説明申し上げます。
「三重県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について」は、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、現行の三重県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会規則を廃止し、改正内容を踏まえた審査会の組織、所掌事項、調査権限等を規定した条例を制定しようとするもので、令和5年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（小野欽市君）

以上で説明が終わりました。
本案についての質疑を行います。
質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野欽市君）

質疑なしと認めます。
これをもちまして、質疑を終わります。
これより討論を行います。
討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野欽市君）

討論なしと認めます。
これをもちまして、討論を終わります。
これより採決を行います。
議案第3号については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野欽市君）

御異議なしと認めます。
よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

○議長（小野欽市君）

日程第9、議案第4号、三重県後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する条例等の一部の改正等についてを議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
広域連合長。

○広域連合長（前葉泰幸君）

議案第4号について御説明申し上げます。
「三重県後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する条例等の一部の改正等について」は、地方公務員法が改正され、職員の定年が引き上げられること

などから、関係条例を改正し、及び三重県後期高齢者医療広域連合職員の再任用に関する条例を廃止するものであります。

詳細につきましては、事務局長から御説明申し上げます。

○事務局長（松下康典君）
議長。

○議長（小野欽市君）
事務局長。

○事務局長（松下康典君）

議案第4号の詳細について御説明申し上げます。

三重県後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する条例等の一部の改正等についての内容は、まず、三重県後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する条例において、令和5年度から職員の定年を60歳から65歳まで段階的に引き上げるとともに、管理監督職の職員を原則60歳に達した日の翌日から最初の4月1日までの期間に非管理監督職に降任させる管理監督職勤務上限年齢制や、60歳に達した日以後から定年退職日まで退職する職員を短時間勤務の職に採用することができる定年前再任用短時間勤務制などについて定めるものであります。

次に、三重県後期高齢者医療広域連合懲戒の手續及び効果に関する条例において、減給の効果に関し、定年引上げ職員の給料月額7割措置の適用に伴い、処分に適用される期間中に7割水準に減額となった場合には、その時点から7割水準に減額後の給料月額及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1に相当する額を減ずるものであります。

次に、三重県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例において、条文の整理を行うとともに、職員の定年引上げに伴い、現行の再任用制度を廃止することから、三重県後期高齢者医療広域連合職員の再任用に関する条例を廃止するもので、いずれも令和5年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小野欽市君）

以上で説明が終わりました。

本案についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野欽市君）

質疑なしと認めます。
これをもちまして、質疑を終わります。
これより討論を行います。
討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小野欽市君）
討論なしと認めます。
これをもちまして、討論を終わります。
これより採決を行います。
議案第4号については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小野欽市君）
御異議なしと認めます。
よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

-
- 議長（小野欽市君）
日程第10、議案第5号、令和4年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
広域連合長。

- 広域連合長（前葉泰幸君）
議案第5号についてご説明申し上げます。
「令和4年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」は、歳入歳出予算について補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,217万7,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,699万8,000円とするものであります。
詳細につきましては、事務局長から御説明申し上げます。

- 事務局長（松下康典君）
議長。

- 議長（小野欽市君）
事務局長。

○事務局長（松下康典君）

議案第5号「令和4年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」の詳細について御説明申し上げます。

資料番号⑧の7ページ、8ページをお願いいたします。

歳入でございます。

第1款 分担金及び負担金、第1項 負担金、第1目 市町負担金は、1,249万1,000円の減額で、派遣職員人件費負担金の減額によるものでございます。

第2款 国庫支出金、第2項 国庫補助金、第1目 調整交付金は、102万8,000円の減額で、補助対象となる保険者インセンティブ等対象経費の減額によるものでございます。

第4款 繰入金、第1項 基金繰入金 第1目 財政調整基金繰入金は、178万5,000円の減額で、前年度繰越金の確定により、前年度繰越金を充当することによるものでございます。

9ページ、10ページをお願いいたします。

第5款 繰越金、第1項 繰越金、第1目 繰越金は311万2,000円の増額で、前年度繰越金の確定によるものでございます。

第6款 諸収入、第1項 預金利子、第1目 預金利子は、4,000円の増額で、歳計現金預金利息の増額見込みによるものでございます。

第2項 雑入、第1目 雑入は、1万1,000円の増額で、雇用保険の実費弁償分の増額見込みによるものでございます。

続きまして、歳出でございます。

11ページ、12ページをお願いいたします。

第1款 議会費、第1項 議会費、第1目 議会費は、32万4,000円の減額で、議員の報酬及び会場使用料の減額見込みによるものでございます。

第2款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費は、1,181万7,000円の減額で、主なものといたしましては、13ページ、14ページをお願いいたします。

広域連合への派遣職員人件費に係る派遣元市町に対する負担金等の減額、地方財政法に基づく前年度繰越金の2分の1の財政調整基金への積立によるものでございます。

第3項 監査委員費、第1目 監査委員費は、3万6,000円の減額で、監査委員報酬の減額見込みによるものでございます。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小野欽市君）

以上で説明が終わりました。

本案についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野欽市君）

質疑なしと認めます。
これをもちまして、質疑を終わります。
これより討論を行います。
討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野欽市君）

討論なしと認めます。
これをもちまして、討論を終わります。
これより採決を行います。
議案第5号については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野欽市君）

御異議なしと認めます。
よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

○議長（小野欽市君）

日程第11、議案第6号、令和4年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
広域連合長。

○広域連合長（前葉泰幸君）

議案第6号について御説明申し上げます。
「令和4年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」は、歳入歳出予算について補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ39億1,550万円を増額し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,412億7,784万3,000円とするものであります。
詳細につきましては、事務局長から御説明申し上げます。

○事務局長（松下康典君）

議長。

○議長（小野欽市君）

事務局長。

○事務局長（松下康典君）

議案第6号「令和4年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」の詳細について御説明申し上げます。

資料番号⑨の7ページ、8ページをお願いいたします。

歳入でございます。

第1款 市町支出金、第1項 市町支出金、第1目 事務費等負担金は、6,777万2,000円の減額で、一般管理費の減及び前年度負担金精算による事務費等負担金の減、新型コロナウイルス感染症の影響により健康診査受診率が伸びなかったことによる健康診査事業に係る負担金の減によるものでございます。

第2目 保険料等負担金は、2億1,540万4,000円の減額で、保険基盤安定制度負担金実績見込みに伴う減額によるものでございます。

第3目 療養給付費負担金は、50万4,000円の増額で、前年度負担金の確定に伴う市町の追加負担分でございます。

第2款 国庫支出金、第1項 国庫負担金、第1目 療養給付費負担金は、1億5,077万円の減額で、対象となる療養給付費負担金の内示に伴い負担金を減額するものでございます。

第2目 高額医療費負担金は、4,245万5千円の減額で、対象となる療養給付費等の減額見込みに伴う負担金の減額によるものでございます。

第2項 国庫補助金、第1目 調整交付金は、24億1,694万8千円の減額で、広域連合間における財政の不均衡を是正するために交付される普通調整交付金の減額見込みに伴う交付金の減額によるものでございます。

9ページ、10ページをお願いいたします。

第2目 後期高齢者医療制度事業費補助金は、1億5,578万6,000円の減額で、健康診査事業補助金の一部が特別調整交付金により財政措置されることに伴い減額するものでございます。

第4目 後期高齢者医療災害臨時特例補助金は7,000円の増額で、東日本大震災に係る一部負担金免除により、保険料減免措置に対する補助金が増額したもので、国の財政措置が継続されたことによるものでございます。

第3款 県支出金、第1項 県負担金、第1目 療養給付費負担金は、6億3,667万8,000円の減額で、対象となる療養給付費等の減額見込みに伴う負担金の減額によるものでございます。

第2目 高額医療費負担金は、4,245万5,000円の減額で、対象となる80万円を超える医療費の減額見込みに伴う負担金の減額によるものでございます。

11ページ、12ページをお願いいたします。

第4款 支払基金交付金、第1項 支払基金交付金、第1目 後期高齢者交付金

は、41億4,815万円の減額で、対象となる療養給付費等の減に伴う社会保険診療報酬支払基金からの交付金の減額によるものでございます。

第5款 特別高額医療費共同事業交付金、第1項 特別高額医療費共同事業交付金、第1目 特別高額医療費共同事業交付金は、2,263万円の減額で、対象となる400万円を超えるレセプトの中で200万円以上の医療費分に対する交付金の減額によるものでございます。

第6款 財産収入、第1項 財産運用収入、第1目 利子及び配当金は、53万9,000円の増額で、後期高齢者医療事業運営基金の運用利息の増額によるものでございます。

13ページ、14ページをお願いいたします。

第7款 繰入金、第1項 基金繰入金、第1目 後期高齢者医療事業運営基金繰入金は、28億3,328万7,000円の減額で、前年度繰越金の確定等に伴い減額するものでございます。

第8款 繰越金、第1項 繰越金、第1目 繰越金は、146億8,502万2,000円の増額で、前年度繰越金の確定によるものでございます。

第10款 諸収入、第2項 預金利子、第1目 預金利子は、76万3,000円の増額で、歳計現金預金利息の増額によるものでございます。

15ページ、16ページをお願いいたします。

第3項 雑入、第2目 第三者納付金は、5,500万円の減額で、第三者行為損害賠償金の減額によるものでございます。

第3目 返納金は、1,600万円の増額で、医療費の自己負担割合変更に伴う差額等返還金の増額によるものでございます。

17ページ、18ページをお願いいたします。

続きまして、歳出でございます。

第1款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費は、4億6,878万3,000円の増額で、主なものは、通信運搬費及び電算処理システム事業等の各種委託料の実績見込みによる減と、後期高齢者医療事業運営基金への積み立てによる増でございます。

第2款 医療給付費、第1項 療養諸費、第1目 療養給付費等は、15億5,823万1,000円の減額で、診療費・調剤報酬などの保険者負担金の実績見込額の減によるものでございます。

第2目 療養費は、516万3,000円の減額で、各種療養費の保険者負担金の実績見込額の減によるものでございます。

第4目 審査支払手数料は、1,358万3,000円の減額で、国保連合会への事務手数料の実績見込額の減によるものでございます。

19ページ、20ページをお願いします。

第2項 高額療養諸費、第1目 高額療養諸費は、8,402万2,000円の減額で、被保険者に支給する高額療養費の実績見込額の減によるものでございます。

第2目 高額介護合算療養費は、3,781万3,000円の減額で、被保険者に支給する実績見込額の減によるものでございます。

第3目 高額療養費（外来年間合算）は、1,064万5,000円の増額で、被保険者に外来年間合算分として支給する実績見込額の増によるものでございます。

第3項 その他医療給付費、第1目 葬祭諸費は、2,615万円の減額で、葬祭費支給件数の実績見込の減によるものでございます。

第2目 傷病手当金は、13万7,000円の増額で、新型コロナウイルスに感染した被用者に対し支給する傷病手当金の実績見込額の増によるものでございます。

21ページ、22ページをお願いいたします。

第3款 県財政安定化基金拠出金、第1項 県財政安定化基金拠出金、第1目 県財政安定化基金拠出金は、819万8,000円の減額で、拠出金の減額見込みによるものでございます。

第4款 特別高額医療費共同事業拠出金、第1項 特別高額医療費共同事業拠出金、第1目 特別高額医療費共同事業拠出金は、2,864万6,000円の減額で、拠出金が確定したものでございます。

23ページ、24ページをお願いいたします。

第5款 保健事業費、第1項 健康保持増進事業費、第1目 健康診査費は、2,272万1,000円の減額で、健康診査委託料の実績見込額の減によるものでございます。

第2目 その他健康保持増進費は、1億2,864万7,000円の減額で、主なものは、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施委託料の減によるものでございます。

第7款 諸支出金、第1項 償還金及び還付加算金、第2目 保険料還付金は、1,000万円の増額で、過年度保険料還付金の実績見込額の増によるものでございます。

第3目 償還金は、53億3,910万9,000円の増額で、前年度実績確定による国庫支出金等の精算に伴う返還金の増によるものでございます。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小野欽市君）

以上で説明が終わりました。

本案についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野欽市君）

質疑なしと認めます。

これもちまして、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野欽市君）

討論なしと認めます。

これもちまして、討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第6号については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野欽市君）

御異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

○議長（小野欽市君）

日程第12、議案第7号、令和5年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計予算を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（前葉泰幸君）

議案第7号について御説明申し上げます。

「令和5年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2億3,550万4,000円とするもので、前年度比、2,758万8,000円の増額であります。

詳細につきましては、事務局長から御説明申し上げます。

○事務局長（松下康典君）

議長。

○議長（小野欽市君）

事務局長。

○事務局長（松下康典君）

議案第7号「令和5年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」の詳細について御説明申し上げます。

資料番号⑩の7ページ、8ページをお願いいたします。

歳入でございます。

第1款 分担金及び負担金、第1項 負担金、第1目 市町負担金は、2億1,077万9,000円の計上で、広域連合議会、広域連合事務局の運営に要する費用に対する構成市町負担金でございます。

第2款 国庫支出金、第2項 国庫補助金、第1目 調整交付金は、1,278万5,000円の計上で、保険者インセンティブ対象経費及び住民、医療関係者等の「意見を聞く場」としております「運営協議会」の運営経費等に対する補助金でございます。

第3款 財産収入、第1項 財産運用収入、第1目 利子及び配当金は、1,000円の計上で、財政調整基金の運用利息でございます。

9ページ、10ページをお願いいたします。

第4款 繰入金、第1項 基金繰入金、第1目 財政調整基金繰入金は、1,184万2,000円の計上で、財政調整基金からの繰入金でございます。

第5款 繰越金、第1項 繰越金、第1目 繰越金は、1,000円の計上で、前年度繰越金でございます。

第6款 諸収入、第1項 預金利子、第1目 預金利子は、1,000円の計上で、歳計現金の預金利息でございます。

11ページ、12ページをお願いいたします。

第2項 雑入、第1目 雑入は、9万5,000円の計上で、雇用保険の実費弁償分でございます。

続きまして、歳出でございます。

13ページ、14ページをお願いいたします。

第1款 議会費、第1項 議会費、第1目 議会費は、81万円の計上で、議員の報酬及び費用弁償、議会の会場使用料でございます。

第2款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費は、2億3,392万6,000円の計上で、主なものといたしましては、再任用職員2名分の給料、時間外勤務手当などの職員手当等、共済組合負担金などの共済費、会計年度任用職員4名分の報酬、次に、15ページ、16ページをお願いいたします。

出張等に要する旅費、消耗品費などの需用費、財務会計システムの保守点検・財務会計システム更改業務などの委託料、事務所借上料などの使用料及び賃借料、広域連合派遣職員人件費負担金などの負担金、補助及び交付金等でございます。

17ページ、18ページをお願いいたします。

第2項 選挙費、第1目 選挙管理委員会費は、8万9,000円の計上で、選挙管理委員の報酬及び費用弁償でございます。

第3項 監査委員費、第1目 監査委員費は、17万9,000円の計上で、監査委員の報酬及び費用弁償でございます。

19ページ、20ページをお願いいたします。

第4款 予備費、第1項 予備費、第1目 予備費は、50万円の計上でございます。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（小野欽市君）

以上で説明が終わりました。
本案についての質疑を行います。
質疑はございませんか。

○議員（森康哲君）

はい。

○議長（小野欽市君）

森議員。

○議員（森康哲君）

資料の15ページ、13ページからだと思うんですが、合計額、計がないんですが、これは、これでよろしいのでしょうか。

○議長（小野欽市君）

答弁を求めます。

○広域連合長（前葉泰幸君）

議長。

○議長（小野欽市君）

広域連合長。

○広域連合長（前葉泰幸君）

13ページから14ページ、それと15、16、17ページまでまいりまして、この第2款第1項の総務管理費の計に関しましては、17ページまで連続して記させていただいた結果、17ページの一番上から2段目のところに計がございまして、これが第1項の計となっております。

○議長（小野欽市君）

森議員。

○議員（森康哲君）

よく分かりました。

○議長（小野欽市君）

ほかにご質問はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野欽市君）

質疑なしと認めます。
これをもちまして、質疑を終わります。
これより討論を行います。
討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野欽市君）

討論なしと認めます。
これをもちまして、討論を終わります。
これより採決を行います。
議案第7号については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野欽市君）

御異議なしと認めます。
よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

○議長（小野欽市君）

日程第13、議案第8号、令和5年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
広域連合長。

○広域連合長（前葉泰幸君）

議案第8号について御説明申し上げます。

「令和5年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2,528億6,823万3,000円とするものであります。前年度比、155億1,179万4,000円の増額で、被保険者増に伴う医療給付費の伸びが主な要因であります。

また、一時借入金の借入れの最高額は、90億円といたしまして、歳出予算の流用につきましては、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、同一款内で各項相互に流用するものであります。

詳細につきましては、事務局長から御説明申し上げます。

○事務局長（松下康典君）
議長。

○議長（小野欽市君）
事務局長。

○事務局長（松下康典君）

議案第8号「令和5年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」の詳細について御説明申し上げます。

資料番号⑪の7ページ、8ページをお願いいたします。

歳入でございます。

第1款 市町支出金、第1項 市町支出金、第1目 事務費等負担金は、14億7,725万7,000円の計上で、一般管理事務費負担金、健康診査事業負担金及び健康診査事業事務費負担金でございます。

第2目 保険料等負担金は、247億8,058万1,000円の計上で、保険料負担金及び保険基盤安定制度負担金でございます。被保険者数の増により、前年度比8,476万3,000円の増となっております。

第3目 療養給付費負担金は、197億7,743万1,000円の計上で、高齢者の医療の確保に関する法律で定められた定率の負担金でございます。

第2款 国庫支出金、第1項 国庫負担金、第1目 療養給付費負担金は、593億3,229万5,000円の計上で、こちらも法で定められた定率の負担金でございます。

第2目 高額医療費負担金は、12億6,556万円の計上で、こちらも法で定められた負担金でございます。

9ページ、10ページをお願いいたします。

第2項 国庫補助金、第1目 調整交付金は、204億2,925万2,000円の計上で、広域連合間における被保険者の所得の格差による財政の不均衡を是正するために交付される普通調整交付金と長寿・健康増進事業等に対して交付される特別調整交付金でございます。

第2目 後期高齢者医療制度事業費補助金は、2億7,034万4,000円の計上で、健康診査事業、歯科健康診査事業、特別高額医療費共同事業に対する補助金でございます。

第4目 後期高齢者医療災害臨時特例補助金は、1,000円の計上で、東日本大震災に係る一部負担金免除による、保険料減免措置に対する補助金でございます。

第3款 県支出金、第1項 県負担金、第1目 療養給付費負担金は、197億7,743万1,000円の計上で、法で定められた定率の負担金でございます。

第2目 高額医療費負担金は、12億6,556万円の計上で、こちらも法で定められた定率の負担金でございます。

11ページ、12ページをお願いいたします。

第2項 財政安定化基金支出金、第1目 財政安定化基金交付金は、1,000円の計上で、後期高齢者医療の財政の安定化に資するために県に設置されている基金からの交付金でございます。

第4款 支払基金交付金、第1項 支払基金交付金、第1目 後期高齢者交付金は、997億8,368万9,000円の計上で、現役世代からの負担金として、社会保険診療報酬支払基金から交付される交付金でございます。

第5款 特別高額医療費共同事業交付金、第1項 特別高額医療費共同事業交付金、第1目 特別高額医療費共同事業交付金は、7,898万円の計上で、1件当たり400万円を超えるレセプトを対象として、200万円を超える部分から公費支援分を除いた部分に対する国民健康保険中央会からの交付金でございます。

13ページ、14ページをお願いいたします。

第6款 財産収入、第1項 財産運用収入、第1目 利子及び配当金は、1,000円の計上で、事業運営基金の運用利息でございます。

第7款 繰入金、第1項 基金繰入金、第1目 後期高齢者医療事業運営基金繰入金は、43億1,984万2,000円の計上で、後期高齢者医療事業の財政の均衡を図るための繰入金でございます。

第8款 繰越金、第1項 繰越金、第1目 繰越金は、1,000円の計上で、前年度繰越金でございます。

15ページ、16ページをお願いいたします。

第9款 県財政安定化基金借入金、第1項 県財政安定化基金借入金、第1目 県財政安定化基金借入金は、1,000円の計上で、県の財政安定化基金からの借入金でございます。

第10款 諸収入、第1項 延滞金、加算金及び過料、第1目 延滞金、第2目、過料、第3目、加算金は、それぞれ1,000円の計上でございます。

第2項 預金利子、第1目 預金利子は、1,000円の計上で、歳計現金の預金利息でございます。

17ページ、18ページをお願いいたします。

第3項 雑入、第1目 違約金及び延納利息は、1,000円の計上でございます。

第2目 第三者納付金は、3億円の計上で、第三者行為の損害賠償金でございます。

第3目 返納金は、1,000万円の計上で自己負担割合変更に伴う差額分等の返還金でございます。

第4目、雑入は、1,000円の計上でございます。

続きまして、歳出でございます。

19ページ、20ページをお願いいたします。

第1款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費は、12億5,386万円の計上で、主なものとしたしましては、通信運搬費などの役務費、広域連合電算処理システム事業委託料などの委託料、事務処理機器借上料に係る使用料及び賃借料、国保連合会への事務費負担金などの負担金などでございます。

第2款 医療給付費、第1項 療養諸費、第1目 療養給付費等は、2,436億519万3,000円の計上で、診療報酬、調剤報酬、高額療養費などに係る保険者負担金でございます。

第2目 療養費は、16億2,222万5,000円の計上で、鍼灸、あんま、マッサージ、補装具、柔道整復師の施術などに係る保険者負担金でございます。21ページ、22ページをお願いいたします。

第3目 移送費は、10万円の計上で、被保険者の移送に係る費用でございます。

第4目 審査支払手数料は、5億4,884万3,000円の計上で、診療報酬の審査及び支払いの手数料でございます。

第2項 高額療養諸費、第1目 高額療養諸費は、21億2,731万1,000円の計上で、1か月の医療費の自己負担額が高額になった場合に、自己負担限度額を超えた分を被保険者に支給するものでございます。

第2目 高額介護合算療養費は、3億1,241万2,000円の計上で、後期高齢者医療及び介護保険の両方から給付を受け、年間の自己負担額の合算が一定金額以上になった場合に、自己負担限度額を超えた分を被保険者に支給するものでございます。

第3目 高額療養費（外来年間合算）は8,210万5,000円の計上で、外来療養に係る年間の自己負担額の合算が一定額以上になった場合に、自己負担限度額を超えた分を被保険者に支給するものでございます。

23ページ、24ページをお願いいたします。

第3項 その他医療給付費、第1目 葬祭諸費は、10億円の計上で、被保険者が死亡した場合に、葬祭執行者に支給されるものでございます。

第2目 傷病手当金は172万8,000円の計上で、新型コロナウイルスにより、就労が困難な対象者に支給されるものでございます。

第3款 県財政安定化基金拠出金、第1項 県財政安定化基金拠出金、第1目 県財政安定化基金拠出金は、8,283万円の計上で、後期高齢者医療の財政の安定化に資するために県に設置されている基金への拠出金でございます。

25ページ、26ページをお願いいたします。

第4款 特別高額医療費共同事業拠出金、第1項 特別高額医療費共同事業拠出金、第1目 特別高額医療費共同事業拠出金は、9,982万5,000円の計上で、レセプト1件あたり400万円を超える医療費のうち、200万円を超える部分の財政調整に係る拠出金でございます。

第2目 特別高額医療費共同事業事務費拠出金は、15万円の計上で、特別高額医療費共同事業の事務費拠出金でございます。

第5款 保健事業費、第1項 健康保持増進事業費、第1目 健康診査費は、14億9,960万6,000円の計上で、医科及び歯科の健康診査に係る委託料でございます。

第2目 その他健康保持増進費は、4億381万1,000円の計上で、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業をはじめ、市町が行う在宅者への訪問歯科健診等の推進事業などに対する補助金でございます。

27ページ、28ページをお願いいたします。

第6款 公債費、第1項 公債費、第1目 一時借入金利子は、281万3,000円の計上で、一時借入金の借り入れを行った場合の利子でございます。

第7款 諸支出金、第1項 償還金及び還付加算金、第1目 還付加算金は、42万円、第2目 保険料還付金は、2,500万円の計上でございます。

29ページ、30ページをお願いいたします。

第3目 償還金は、1,000円の計上で、国庫支出金等精算返還金でございます。

第8款 予備費、第1項 予備費、第1目 予備費は、2億円の計上でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小野欽市君）

以上で説明が終わりました。

本案についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野欽市君）

質疑なしと認めます。

これをもちまして、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野欽市君）

討論なしと認めます。

これをもちまして、討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第8号については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野欽市君）

御異議なしと認めます。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

○議長（小野欽市君）

日程第14、議案第9号、三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。
広域連合長。

○広域連合長（前葉泰幸君）

議案第9号について御説明申し上げます。

三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議については、令和5年3月31日をもって宮川福祉施設組合が解散することに伴い、三重県市町公平委員会を脱退することから、当該公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び三重県市町公平委員会規約を変更することについて、関係地方公共団体と協議するため、議会の議決を求めようとするものであります。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小野欽市君）

以上で説明が終わりました。

本案についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野欽市君）

質疑なしと認めます。

これをもちまして、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野欽市君）

討論なしと認めます。

これをもちまして、討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第9号については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野欽市君）

御異議なしと認めます。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

○議長（小野欽市君）

日程第15、議案第10号、監査委員の選任同意について及び議案第11号、監査委員の選任同意についての2議案を一括議題といたします。

議席番号8番、山本芳敬議員に関する案件であるため、地方自治法第117条の規定により、山本芳敬議員は、本案の審議終了まで退場されますようお願いいたします。

〔山本芳敬君 退場〕

○議長（小野欽市君）

本案について、提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（前葉泰幸君）

議案第10号及び議案11号について一括して御説明申し上げます。

監査委員の選任同意については、代表監査委員の松原克也委員の任期が令和5年3月31日に満了することになっております。

また、議会議員のうちから選任する監査委員が現在空席となっております。

つきましては、識見を有する者の中から選任する代表監査委員に、森谷実徳氏を、議会議員のうちから選任する監査委員に山本芳敬議員を選任いたしたく、議会の同意を得ようとするものであります。

なお、森谷実徳氏は、津市職員として長年勤務し、昨年6月まで社会福祉法人津市社会福祉事業団常務理事を務められております。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小野欽市君）

以上で説明が終わりました。

本案についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野欽市君）

質疑なしと認めます。
これをもちまして、質疑を終わります。
これより討論を行います。
討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野欽市君）

討論なしと認めます。
これをもちまして、討論を終わります。
これより議案第10号及び議案第11号の2議案について、一括して採決を行います。
議案第10号及び議案第11号については、同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野欽市君）

御異議なしと認めます。
よって、議案第10号及び議案第11号は、同意することに決定いたしました。山本芳敬議員の入場を許可いたします。

〔山本芳敬君 入場〕

○議長（小野欽市君）

山本芳敬議員に申し上げます。
議案第11号監査委員の選任同意については、同意することに決定されましたので御報告いたします。

○議長（小野欽市君）

日程第16、選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。
お諮りいたします。
選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によって行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野欽市君）

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選により行うことに決定いたしました。
お諮りいたします。
指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野欽市君）

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

三重県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員については、お手元に配付いたしました名簿のとおり、津市の磯部憲夫氏、四日市市の渡邊八尋氏、木曾岬町の伊藤知己氏、玉城町の谷口恵津子氏を、同補充員に、津市の永戸吉朋氏、四日市市の毛利彰男氏、木曾岬町の立石日出子氏、玉城町の北岡妙子氏を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました方を選挙管理委員会委員及び同補充員の当選人として定めることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野欽市君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました方が、選挙管理委員会委員及び同補充員に当選されました。

なお、補充員の補充の順序については、先程の指名の順序のとおりといたしますので、御了承願います。

また、当選人に対しましては、文書を持って当選告知を行うことといたします。

○議長（小野欽市君）

ここで、議事整理のため、暫時休憩いたします。

自席で、しばらくお待ちください。

午後 2 時 4 1 分 休憩

午後 2 時 4 3 分 再開

○副議長（風口尚君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に小野欽市議員から、議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

この際、議長の辞職についてを日程に追加し、議題とすることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（風口尚君）

ご異議なしと認めます。

よって、議長の辞職についてを日程に追加し、議題といたします。

議長の辞職願を議会書記に朗読させます。

○書記（今井昇治君）

議長辞職願。このたび一身上の都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。令和5年2月13日、三重県後期高齢者医療広域連合議会、議長、小野欽市。以上でございます。

○副議長（風口尚君）

なお、地方自治法第117条の規定による除斥のため、小野議長は退席されておりますので、ご報告申し上げます。

お諮りいたします。

小野欽市議員の議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（風口尚君）

ご異議なしと認めます。

よって、小野欽市議員の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

退席中の小野議員の入場を許可いたします。

〔小野欽市君 入場〕

○副議長（風口尚君）

前議長、小野議員からご挨拶がございます。

○議員（小野欽市君）

議長職、辞するに当りまして、一言ごあいさつを申し上げたいと存じます。

昨年の11月定例会におきまして、議員各位のご賛同を得て当議会議長の栄職に就かせていただき、誠にありがとうございました。

本日の定例会をもって議長職を退任することとなりますが、この間、大変短い期間でありましたが、皆さん方の大きなご協力によりまして、当議会の円滑、円満な議会運営はもとより、その職責を果たし得ましたことに、重ねて感謝とお礼を申し上げる次第でございます。

誠に簡単ではございますが、議長退任のごあいさつに代えさせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○副議長（風口尚君）

ただいま、議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（風口尚君）

ご異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によって行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（風口尚君）

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選により行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、副議長において指名することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（風口尚君）

ご異議なしと認めます。

よって、副議長において指名することに決定いたしました。

本広域連合議会の議長に、森康哲議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました、森康哲議員を議長の当選人として定めることに、

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（風口尚君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました森康哲議員が、議長に当選されました。

ただいま、議長に当選されました森康哲議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

それでは、森議長と交替いたします。

皆様方のご協力、誠にありがとうございました。

○議長（森康哲君）

ただいま議長に選出いただきました四日市市の森でございます。

皆様方の御協力をいただきながら、議会の運営に当たらせていただこうと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

これより、議長を務めさせていただきます。

以上をもちまして、本定例会に付議された案件は、すべて終了いたしました。

令和5年第1回三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。
ありがとうございました。

午後2時50分 閉会